審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県土企画課公共用地室

法令名	土地収用法	法令番号	昭和２６年　法律第２１９号
手続名	下記に記載	根拠条項	第１３８条第１項

審査基準

権利、物件及び土石砂れきの収用又は使用に関する準用規定における

１　事業認定申請書の却下	No６の審査基準を準用
２　事業の認定	No７の審査基準を準用
３　事業認定の拒否	No８の審査基準を準用
４　土地の形質の変更の許可	No９の審査基準を準用
５　土地の形質の変更、工作物の新築等に係る承認	No１０の審査基準を準用

受付機関	県土企画課公共用地室	処理機関	県土企画課公共用地室	交付機関	県土企画課公共用地室	標準処理期間　日 標準経由期間　日	目次No.	１１